

再生ビジョン部会第5回勉強会資料

平成17年3月6日(日) 14:00～
日光コミュニティセンター大集会室

1 【報告】第4回勉強会の概要等について

(1) 第4回勉強会の概要について 資料1参照

(2) 吉田私案について 参考資料参照

2 【説明】本日の勉強会の趣旨について

前回の勉強会で説明した「吉田私案」に基づき、再発防止と循環型社会の実現に向けた仕組みづくりについて意見交換を行い、環境都市宣言に恥じない街づくりを考える。

3 【意見交換】再発防止の仕組みづくりについて

4 その他

○再生ビジョン部会勉強会の概要

1. これまでの実施内容

	実施日	参加者数	内 容
第1回	7月3日(土)	45名	産廃問題についての基礎的理解を深める (1) 産業廃棄物について 産業廃棄物と一般廃棄物との違いについて説明 (2) 不法投棄現場の状況 現場の状況について説明 (3) 豊田市不法投棄現場の状況 他事例として豊田市のケースについて紹介
第2回	11月28日(日)	17名	産廃対策のスキームについて (1) 法的措置の流れについて 不法投棄行為者や排出事業者等に対する法的措置の一般的な流れについて説明 (2) 他事例の研究 他の不法投棄事案別の対策例について紹介
第3回	12月19日(日)	24名	業者・行政・市民の役割について (2グループに分かれワークショップ形式にて実施) (1) 国・県・市・市民・事業者の役割について (2) 再発防止に向けた仕組みづくりについて 再発防止に向けたそれぞれの役割分担について、2グループに分かれてワークショップ形式で意見交換
第4回	2月6日(日)	18名	再発防止に向けた仕組みづくりについて (1) これまでの経緯 事案発覚から現在に至る取組状況について説明 (2) 詳細調査実施状況 現在実施中の詳細調査の状況について説明 (3) 吉田私案について 再発防止に向けた仕組みについて、部会長私案として提案

2. 今後の勉強会テーマ(案)

- 調査結果を踏まえた現地対策案について
- 現地の再生ビジョンについて

● 第5回再生ビジョン部会（第4回勉強会）概要

日 時	平成17年2月6日（日） 14:00～15:45
場 所	北部コミュニティセンター 大集会室
出席委員	吉田部会長、富樫副部会長、衣笠委員、清水委員
一般参加者	18名（報道関係者除く）
次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 これまでの経緯について 3 詳細調査の実施状況について 4 勉強会趣旨説明 5 意見交換「再発防止の仕組み（吉田私案）について」 6 次回日程について
議事概要	<p>【これまでの経緯について】：事務局より概要説明</p> <p>【詳細調査の実施状況について】：事務局より概要説明</p> <p>【勉強会趣旨説明】：吉田部会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会は時限的なものであることから、委員会解散後どうするかという点と、こういった問題が二度と起こらないようにするにはどうするかという2点について、皆さんと考えていきたいというのが勉強会をたちあげた趣旨である。 ・それをどのように進めていくかということについて今日は意見交換をしたいと考えていたが、調査に係る質疑で時間がかかってしまったため、前回の勉強会の概要報告については省略させていただくので、配布資料を読んでおいていただきたい。 ・今日は、吉田私案として配布した資料について説明し、意見をいただきたい。 <p>【意見交換 「再発防止の仕組み(吉田私案)について」】</p> <p>○吉田部会長から、私案について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会が解散後、今回の事案対策の進捗などを今後チェックし、監視していくための委員会のような仕組み、体制づくりが必要である。 ・そのためのポイントとしては、大きく分けると以下の2点になろう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 環境都市宣言の実現に向けて、市民と行政が一緒になって取り組んでいくための仕組みの構築 ② 投棄された廃棄物の処理の継続的な監視 <p>・また、上記組織の役割としては以下の点が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民全体の環境意識の啓発（例えば教育プログラムやモニター制度など） ② 優良環境ビジネスの育成・支援（例えば優良事業者の表彰や助成など） ③ 椿洞の産廃対策に対するチェック（例えば新技術の導入への助言など） ④ 処理費用の請求・徴収に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ・構成としては、市民代表・事業者代表・行政関係機関・司法機関・学識経験者など ・市にはすでに環境審議会があり、そこで取り組んでもらうことも考えられる。

○意見交換

- ・法律上のことはよく分からないが、産廃対策は県か、あるいは東海3県の組合立といった広域的な組織で対応するようにすべき。
 - ・東海レベルよりさらに上の国レベルで対応すべき。
 - ・岐阜市という行政機関も被害者だと思っているが、産廃問題は法律的な問題も含めて国政上の問題であり、岐阜市が全部背負い込むことは絶対やってはいけない。
 - ・基本的には賛成だが、現在設置されている会議との整理など細部を詰めないと画餅に帰す恐れがある。
 - ・今回の根本は本質的に国家レベルの問題であり、国・県も巻き込んでいく必要がある。提案されたような委員会がそういった原動力になればと考える。
 - ・組織構成案の中に市民代表とあるが、興味のある人が参加するだけで、内輪だけの話になってしまい、今日のように意見がバラついてしまう懸念がある。
- (部会長) 意見がバラバラであるのは今の時点では悪いことではない。コンセンサスを得るためにも何回も会議をするもので、皆が同意見ならば1回だけでいい。
- ・事件発覚から1年になるが、自分たちの思いが伝わらない歯がゆさがある。また、警察などとの連携を密にして、一層の情報提供を進めてもらいたい。
 - ・この勉強会での意見を反映させて次の委員会へ発展させ、市民の不信感や不安感を払拭しながら関わっていける部門を広げていきたい。
- (部会長) 国を動かすためにも、こういった組織を立ち上げ、岐阜市から情報を発信していただきたいと思う。また、環境審議会という組織がすでにあるので、その中に立ち上げていただければありがたい。

まとめ

- ・新たな仕組みづくりについては、次回さらに検討する。
- ・4月以降の勉強会では、詳細調査結果も踏まえた処理方法や費用の問題などをテーマとし、11月ぐらいを目途にまとめたいので、検討委員会で提案したいと思う。
- ・次回は3月6日(日)に日光コミュニティセンターで開催する。

資料請求等

当日の勉強会趣旨に係るレジュメ

意見箱提出意見

3通

■第4回勉強会 意見箱提出意見

No.	内 容
1	市民会議の立ち上げは結構だが、あくまでも行政から中立の人物の人選をお願いし、任命でなく、立候補式にし、選任したい。法律家、化学者の参加を是非お願いしたい。
2	・委員会の設置については賛成です。構成メンバーの人選は、知識と公正さのある人と思います。又、現場には、入る権限が必要と思います。 ・事務局については、行政・業者、思うままにはならない事を ・今までの環境審議会などの動きが分かりませんが、専門的知識のある人が、公平に見る事のできる人なののでしょうか。今までと変わらない状況の審議会であれば疑問です。
3	・話の方向性が広がりすぎです。このままでは誘導され、流されるまま

第4回勉強会説明資料（吉田私案）

I 第4回勉強会の目的：産業廃棄物不法投棄防止及び循環型社会形成を市民と行政が協働して岐阜市に実現するための具体化する仕組みづくりを考える。

II 議論のための資料

1 産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会：6つの問題点の指摘

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1) 行政内部の問題点 | { | <ul style="list-style-type: none"> (1) 産業廃棄物（以下、産廃という）行政の甘さ (2) 市民の情報提供に対する的確な対応不足 (3) 職員の認識不足 |
| 2) 連携の欠如 | { | <ul style="list-style-type: none"> (4) 関係部局間の連携不足 (5) 県行政との連携不足 (6) 警察との連携不足 |

2 今後の対策（第2回勉強会資料参照）

- | | | |
|-----------|---|---|
| 1) 連携システム | { | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民モニター制度 (2) 県との連携 <ul style="list-style-type: none"> ①連絡会議 ②共同監視システム (3) 司法との連携 <ul style="list-style-type: none"> ①共同指導システム ②人事交流 |
| 2) 再発の防止策 | { | <ul style="list-style-type: none"> (4) 基金の創設 (5) 優良事業者表彰制度 (6) 情報公開 (7) 市民啓発 |

3 第3回勉強会のポイント（第3回議事録参照）

- 1) 再発防止のための委員会の設置
- 2) 環境教育の必要性
- 3) 監視システムの構築
- 4) 行政の責任感の強化
- 5) 県や警察との連携の必要
- 6) 循環型まちづくりの提案

III 委員会の設置（仮称：廃棄物不法投棄防止及び循環型社会形成委員会）

- 1 目的：廃棄物不法投棄防止及び循環型社会形成委員会（仮称）は「環境都市宣言」の実現を目標にして椿洞に不法投棄された産業廃棄物を迅速かつ適切に処理するとともに不法投棄の再発防止と循環型社会形成のための諸施策を考えることを目的として設置する。

2 役割

1) 啓発活動（環境意識の改革）

- (ア) 「産廃防止を考える市民会議」（以下、市民会議という）の創設と支援
- (イ) 産廃不法投棄監視モニター制度
- (ウ) 環境教育の推進（小中高生を中心とした環境教育プログラムの開発）
- (エ) 環境資源に関する情報提供
- (オ) 環境整備推進のモデル事業の推進（環境にやさしい企業、学校、役所の整備事業の紹介）

2) 環境ビジネス支援

- (ア) 優良事業者表彰制度
- (イ) 循環型事業の支援
- (ウ) 産業廃棄物の利用用途の拡大の支援

3) 椿洞産廃の撤去の実施と監視

- ①産廃処理の進捗状況のチェック
- ②産廃処理方法の定期的チェック
- ③周辺環境の定期的チェック
- ④処理費用請求と徴収状況の定期的報告

3 組織（構成員）

- 1) 市役所
- 2) 市民代表
- 3) 事業者代表
- 4) 警察関係者
- 5) 岐阜県の環境担当者
- 6) 議会代表
- 7) 学識経験者（環境・産廃の専門家及び街づくりの専門家）

（注1）新たな委員会の立ち上げではなく既存の委員会を改組する方がよい。事業内容は「環境審議会」（？）や「循環型社会委員会」（？）のなかに位置づけるのがよいのではないかと。

（注2）こうした事業推進のための資金の調達をどうするか。市民の税金だけでなく排出事業者も相当の負担をすべきであり、産廃税の導入も視野に入れるべきである。

IV 今後の検討課題

- 1 椿洞産廃の処理：①処理方法、②費用負担、③撤去作業の目標（量と期間）
- 2 市民会議の運営・組織・費用のあり方を考える：市民と行政が協働しながら、環境都市宣言（平成14年9月）に恥じない街づくりを考え、実践する